



**FDC**

# 第16期 報告書

平成29年4月1日 ▶ 平成30年3月31日

富士石油株式会社

証券コード：5017

## 第16回 定時株主総会 招集ご通知添付書類

### 目次

事業報告	… 2
Ⅰ 企業集団の現況に関する事項	… 2
Ⅱ 会社の株式に関する事項	…11
Ⅲ 会社役員に関する事項	…12
Ⅳ 会計監査人の状況	…16
Ⅴ 業務の適正を確保するための体制 及びその運用状況に関する事項	…17
連結貸借対照表	…22
連結損益計算書	…23
連結株主資本等変動計算書	…24
貸借対照表	…25
損益計算書	…26
株主資本等変動計算書	…27
連結計算書類に係る 会計監査人の監査報告書謄本	…28
会計監査人の監査報告書謄本	…29
監査役会の監査報告書謄本	…30

### 株主の皆様へ

株主の皆様には平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに当期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の事業の概況等につきご報告申し上げます。

平成30年6月



取締役社長

柴生田 敦夫

# 事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

#### <事業環境>

期初1バレルあたり51ドル台で始まったドバイ原油価格は、米国シェールオイルの生産回復等により、6月下旬に43ドル台まで下落しました。その後、世界景気の拡大を背景とした堅調な原油需要見通しや、産油国による協調減産の再延長合意等により需給が引き締まるとの見方が強まったことから上昇傾向が続き、1月には68ドル台を記録しました。2月以降、株式市場の下落など世界経済の先行き不安から一時60ドルを割り込む場面もありましたが、中東等における地政学リスクの高まりなどから、再び上昇に転じ、3月末には約65ドルとなりました。この結果、期中平均では前期を8ドル上回る約56ドルになりました。

期初1ドル111円台で始まった外国為替相場は、北朝鮮情勢の緊迫化等が円高要因となる一方、米国の追加利上げ観測が円安要因となり、概ね108円から114円のレンジで推移し、11月上旬に当期最安値となる114円台半ばを記録しました。しかし、1月以降は、米国のトランプ政権の保護主義的な通商政策がリスク要因としてドルを圧迫し、3月末は106円台前半で終了しました。この結果、期中平均は前期より約3円の円安となる約111円となりました。

石油製品の国内需要につきましては、ガソリンは低燃費車の普及進展もあり、前期を下回りましたが、灯油は冬場の低温、また、軽油は堅調な貨物輸送を背景に、前期を上回りました。電力用C重油は、発電用燃料の石炭・LNGへの転換が進んだこともあり、前期を大きく下回りました。この結果、燃料油総量としては、前期比98.8%の需要となりました。

#### <連結業績>

このような事業環境のもと、当期の連結業績につきましては、売上高は、大規模定期修理等の影響により販売数量が減少したものの、原油価格の上昇を受け販売価格が上昇したことなどにより、前期を42億円上回る4,237億円となりました。

損益につきましては、石油製品市況が堅調に推移したことによる販売マージンの改善やASP焚きボイラー・タービン発電設備(ASP-BTG)の稼働開始による精製コストの削

減効果等があったものの、在庫影響（総平均法及び簿価切下げによるたな卸資産の評価が売上原価に与える影響）による原価の押し下げ要因が39億円と前期と比較して小幅にとどまったこと（前期は75億円の原価押し下げ要因）に加え、大規模定期修理の影響等による販売数量の減少、関連コストの増加により、営業損益は前期と比較して77億円減益となる111億円の利益となりました。経常損益は、持分法による投資利益の減少等により、前期と比較して94億円減益となる86億円の利益となりました。

親会社株主に帰属する当期純損益は、法人税等の負担が減少し、前期と比較して75億円減益の79億円の利益となりました。

なお、当期の在庫影響を除いた実質ベースの損益については、営業利益相当額は72億円（前期比40億円減少）、経常利益相当額は46億円（前期比58億円減少）となりました。

## <事業経過>

（生産状況）

袖ヶ浦製油所におきましては、昨年5月から6月にかけて、全ての生産設備の運転を停止し、保全・補修作業を行う4年に1度の大規模定期修理を滞りなく実施しました。また、一部設備で不具合が発生した影響から、一時的に稼働を抑制したことなどもあり、当期の袖ヶ浦製油所の原油処理量は、前期に比べ13.2%減となる6,890千キロリットルとなりました。なお、常圧蒸留装置の稼働率は、年度平均で83.0%となりました。

（単位：千キロリットル）

区 分	当 期	前 期	対前期比 (%)
原 油 処 理 量	6,890	7,934	86.8
半 製 品 繰 入 量	570	540	105.5
原 料 合 計	7,460	8,474	88.0
製 品 生 産 合 計	7,146	8,132	87.9

### (販売状況)

当社の当期における石油製品及び石油化学製品等の販売数量については、大規模定期修理の影響等による製品生産量の減少に伴い、前期に比べ12.3%の減少となる7,274千キロリットルとなりました。

油種別では、ガソリンは前期比11.2%、灯油・ジェット燃料計は同4.7%、軽油は同7.8%、ベンゼン・キシレンは同10.5%の減少にとどまり、製品全体の販売数量の減少と比べ、白油・化成品では相対的に減少幅を抑えることができました。一方、C重油は、電力用需要の大幅な減少等により、前期に比べ32.4%の減少となりました。

(単位：千キロリットル)

油種	当期	前期	対前期比 (%)
ガソリン	1,905	2,144	88.8
ナフサ	293	291	100.8
灯油・ジェット燃料	1,165	1,222	95.3
軽油	1,451	1,574	92.2
A重油	375	366	102.3
C重油	431	638	67.6
(内、電力用)	(402)	(567)	(70.9)
ベンゼン・キシレン	470	526	89.5
その他の	1,184	1,539	77.0
販売合計	7,274	8,299	87.7

### (装置の増強・新設)

袖ヶ浦製油所では、大規模定期修理期間中に、第2流動接触分解装置（第2FCC装置）の増強工事を実施し、平成29年6月末付で、設備能力を日量24千バレル（日量3千バレル増強）としました。前期に能力増強を実施した減圧残油熱分解装置（ユリカ装置）と併せて、両分解装置の能力増強は、重油需要の減少など需要構造の変化等に対応するものであります。また、第2FCC装置の能力増強をもって、当社は、エネルギー供給構造高度化法第二次告示への対応を完了しました。

平成27年より建設工事を進めてきたASP-BTGは、当期に建設工事が完了し、本格稼働を開始しました。本装置の稼働により、袖ヶ浦製油所の自家発電比率は稼働前の約70%からほぼ100%となるなど、更なる用役コスト削減を実現しました。

### (安定供給、安全・環境対策)

当社では、企業理念に「エネルギーの安定供給」、「安全の確保と地球環境の保全」を掲げ、日頃より全社をあげて種々の対策に取り組んでおります。

#### ○エネルギーの安定供給

巨大地震等に対する事業継続計画（BCP）を策定し、これに基づく入出荷設備等の耐震補強、移動式非常用発電機や通信設備の整備等のハード面及び、BCP訓練や教育等のソフト面それぞれの対策を実施し、非常時においてもエネルギーの安定供給を確保できる体制を整備しています。

#### ○安全の確保・地球環境の保全

袖ヶ浦製油所では、所員全員による安全点検（パワープレイ総点検）、トラブルや事故を未然に防止するためのリスクアセスメントをはじめとする日々の様々な活動を通じ、大量の危険物等を取り扱っている企業としての自覚と責任を持って、全社一丸となった安全活動の継続的改善を行っております。

また、積極的な省エネルギー投資、各種の省エネルギー活動、廃棄物のリサイクルなどを通じた環境負荷低減のための対策を行うとともに、バイオガソリンや低硫黄化したガソリン・軽油など環境に配慮した製品の供給にも継続して取り組んでおります。

### (グループの動き)

当期における、当社連結子会社の主な活動は以下のとおりです。

シンガポールに本拠を置くPETRO PROGRESS PTE LTDは、当社の重要な海外拠点として、引き続き、原油及び石油製品の調達、販売等の営業活動を行っております。

## 2. 設備投資の状況

当期は、製油所施設等に105億46百万円の設備投資を行い、これらの投資資金は借入金及び自己資金等により賄いました。

## 3. 資金調達の状況

当期の金融機関からの資金調達の状況は以下の表のとおりです。原油価格上昇に伴い在庫資金が増加したものの、長期借入金の返済が進んだことから、有利子負債残高は前期末比で15億67百万円減少し1,255億5百万円となりました。

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期増減	当期末残高
長期借入金	65,626	△4,138	61,488
短期借入金	61,447	2,570	64,017
計	127,073	△1,567	125,505

(注) 長期借入金の当期末残高には1年以内返済予定額222億20百万円を含んでおります。

## 4. 対処すべき課題

我が国の石油業界では、エネルギー供給構造高度化法の第二次告示への取り組みなどを通じて供給能力の適正化が進み、国内石油製品マージンは堅調に推移しておりますが、少子高齢化の進行や低燃費車の普及等によって石油製品の内需減少傾向は一貫して継続するなど事業環境はより一層厳しさを増しています。また、2020年に硫黄分規制が強化される船舶燃料をはじめ、石油製品の需要構造に対する不確実性も高まっております。

こうした事業環境認識のもと、当社としては、袖ヶ浦製油所の一段の競争力強化を図り、国内のみならずアジア新興諸国等への石油製品の供給を拡大するなど、海外における事業機会を確実に捉えていくことにより、収益の安定拡大及び企業価値向上を目指してまいります。

具体的には、昨年5月に策定した2017～2020年度を対象とする第二次中期事業計画に基づき、以下に掲げた経営課題に対し、引き続き積極的に取り組んでまいります。

- (1) 袖ヶ浦製油所の稼働信頼性の維持・強化
  - 安全・安定操業を前提とした運転管理・設備保全の一段の効率化、高稼働維持
  - 技術の伝承・向上、高度な技術力・保安力を有する人財の育成
  - IoT等先進技術を活用した取り組みの強化
- (2) 高付加価値化・コスト競争力強化
  - 超重質原油の受入・貯蔵設備の拡充等による原料油の更なる低廉化
  - 分解能力の増強、化成品等高付加価値製品の増産・多様化による付加価値の最大化
  - ASP-BTGの最適・最大運用による大幅な精製コストの低減とエネルギー効率の改善
  - 省エネルギー諸施策実施、総経費の合理化等による一層のコスト削減と環境負荷低減
- (3) 輸出対応力強化
  - 国内屈指の大型棧橋を中核とした輸出設備の能力増強・機動性強化
  - 海外拠点の体制強化、海外で活躍できる人財の育成
- (4) 新規事業展開の検討
  - 袖ヶ浦製油所の事業基盤を活用した新事業展開の検討
  - 事業ポートフォリオの多角化に向けた検討



## 5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第13期	第14期	第15期	第16期
	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
売 上 高 (百万円)	666,179	425,522	419,530	423,772
経 常 利 益 (百万円)	△18,624	△9,546	18,102	8,633
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	△18,109	△9,409	15,503	7,945
1株当たり当期純利益	△234円99銭	△122円10銭	201円19銭	103円11銭
総 資 産 (百万円)	287,889	232,889	288,418	292,430
純 資 産 (百万円)	58,351	47,482	62,816	69,856

(注) 1. 表中の△は損失を表しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

3. 各連結会計年度の主な変動要因は次のとおりです。

第13期…原油価格の下落を反映した販売価格の下落により売上高は前期を下回りました。また、期中における原油価格の著しい下落に伴い、在庫影響が原価押し上げ要因になった一方で、円安の進展に伴う保有外貨建資産の為替差益拡大に加え持分法による投資利益の増加等から営業外損益の改善があったものの、親会社株主に帰属する当期純損失の計上となりました。

第14期…小規模定期修理実施や原油価格の下落を反映した販売価格の下落により売上高は前期を下回りました。また、期中における原油価格の下落に伴い、在庫影響が原価押し上げ要因になり、円高の進展に伴う保有外貨建資産の為替差損が拡大した一方で、持分法による投資利益の増加等から営業外損益は改善したものの、親会社株主に帰属する当期純損失の計上となりました。

第15期…小規模定期修理を実施した前期に比べ販売数量の増加があったものの原油価格の下落を反映した販売価格の下落により、売上高は前期を下回りました。一方、在庫影響が原価押し下げ要因となったことに加え、前期の小規模定期修理の影響の解消等により、親会社株主に帰属する当期純利益の計上となりました。

第16期…前記「I 企業集団の現況に関する事項 1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。

## 6. 重要な子会社の状況（平成30年3月31日現在）

会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
富士石油販売株式会社	100 百万円	100.0	石油製品の販売・納入代行、保険代理店業務
富士臨海株式会社	10 百万円	85.0	海上防災、原油・石油製品の入出荷、産業廃棄物収集運搬、太陽光発電
東京石油興業株式会社	120 百万円	(100.0)	道路舗装用アスファルト合材の製造・販売及び道路舗装材等を対象とする産業廃棄物処理
アラビア石油株式会社	100 百万円	100.0	石油開発プロジェクト関連の資産管理等
日本オイルエンジニアリング株式会社	600 百万円	(100.0)	石油開発精製のエンジニアリング、石油諸施設のメンテナンス資機材の調達・輸出入
株式会社ペトロプロGRESS	100 百万円	100.0	原油・石油製品の調達、販売
PETRO PROGRESS PTE LTD [ペトロ・プロGRESS・ピーティーイー・リミテッド]	34 百万シンガポールドル 733 千米ドル	(100.0)	海外における原油・石油製品の調達、販売

(注) 1. ( ) は、当社の間接出資比率です。

2. 当社は平成29年4月1日付で富士タンカー株式会社を吸収合併し、同日、同社は消滅しました。

## 7. 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

石油の精製・貯蔵・調達・売買、原油・石油製品等の輸送・入出荷

## 8. 主要な事業所 (平成30年3月31日現在)

当	社	本	社	東京都品川区
		袖ケ浦製油所		千葉県袖ケ浦市
富士石油販売株式会社		本	社	東京都品川区
富士臨海株式会社		本	社	千葉県袖ケ浦市
東京石油興業株式会社		本	社	東京都品川区
アラビア石油株式会社		本	社	東京都品川区
日本オイルエンジニアリング株式会社		本	社	東京都中央区
株式会社ペトロプログレス		本	社	東京都品川区
PETRO PROGRESS PTE LTD		本	社	シンガポール

## 9. 従業員の状況 (平成30年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
639名	11名減

## 10. 主要な借入先及び借入額 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入金残額
株式会社みずほ銀行	26,904
株式会社日本政策投資銀行	21,424
株式会社三井住友銀行	13,466
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	12,370
株式会社三菱東京UFJ銀行	11,690
三菱UFJ信託銀行株式会社	8,982
三井住友信託銀行株式会社	8,724

## II 会社の株式に関する事項 (平成30年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 78,183,677株  
 (3) 株主数 9,835名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
東京電力フュエル & パワー株式会社	6,839.9	8.85
ク ウ ェ ー ト 石 油 公 社	5,811.3	7.52
サ ウ ジ ア ラ ビ ア 王 国 政 府	5,811.3	7.52
昭 和 シ ェ ル 石 油 株 式 会 社	5,144.0	6.66
住 友 化 学 株 式 会 社	5,051.6	6.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,741.1	4.84
日 本 郵 船 株 式 会 社	2,750.8	3.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,160.9	2.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,048.3	2.65
J X T G ホールディングス株式会社	1,350.0	1.74

- (注) 1. 持株比率は発行済株式総数から自己株式(966.1千株)を除いて計算しております。  
 2. 持株数につきましては、単元未満の株式を切り捨てて表示しております。

### Ⅲ 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
柴生田 敦 夫	代表取締役社長	株式会社ペトロプログレス取締役
猪 股 淳	代表取締役	生産管理部管掌
加 納 望	専務取締役	総務部・経理部管掌、安全環境室担当
八 木 克 典	常務取締役	袖ヶ浦製油所長 富士臨海株式会社取締役
山 本 重 人	常務取締役	業務部担当 富士石油販売株式会社取締役 株式会社ペトロプログレス代表取締役社長 PETRO PROGRESS PTE LTD Director
清 水 正 孝	取締役（社外） 〈独立役員〉	
小 林 正 幸	取締役（社外）	昭和シェル石油株式会社 社長執行役員付特命担当オフィサー 西部石油株式会社取締役
高 尾 剛 正	取締役（社外） 〈独立役員〉	住友化学株式会社顧問 稲畑産業株式会社取締役（社外）
ムハンマド・ファハド	取締役（社外） 〈独立役員〉	サウジアラビア王国政府 エネルギー・産業・鉱物資源省法務局法務監督官
寺 尾 健 一	取締 役	人事部・関連事業部担当 富士臨海株式会社監査役 東京石油興業株式会社取締役 株式会社ペトロプログレス取締役
山 本 孝 彦	取締 役	経理部担当
川 畑 尚 之	取締 役	袖ヶ浦製油所副所長
岩 本 巧	取締 役	企画部担当 兼 企画部長
荒 井 隆 男	常 勤 監 査 役	富士石油販売株式会社監査役 株式会社ペトロプログレス監査役
山 脇 康	監 査 役（社外） 〈独立役員〉	日本郵船株式会社アドバイザー
井 上 毅	監 査 役（社外） 〈独立役員〉	トピー工業株式会社取締役（社外） 三菱製紙株式会社監査役（社外）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
野崎 茂	監査役(社外) 〈独立役員〉	

- (注) 1. 当事業年度中の取締役の就任は以下のとおりです。
- ・平成29年6月28日開催の第15回定時株主総会において、寺尾健一、山本孝彦、川畑尚之、岩本巧の各氏は、取締役それぞれ新たに選任され、就任しました。
2. 当事業年度中の取締役及び監査役の重要な兼職の異動は以下のとおりです。
- ・平成29年4月1日付で当社が富士タンカー株式会社を吸収合併したため、取締役山本重人氏は同社代表取締役を、また、監査役荒井隆男氏は同社監査役を、それぞれ退任しました。
  - ・取締役小林正幸氏は、平成30年3月27日付で東亜石油株式会社取締役を退任しました。また、同氏は平成30年3月28日付で昭和シェル石油株式会社執行役員石油事業COOを退任し、同日付で同社社長執行役員付特命担当オフィサーに就任しました。また、同氏は平成30年3月29日付で昭和四日市石油株式会社取締役を退任しました。
  - ・取締役寺尾健一氏は、平成29年6月29日付で株式会社ペトロプログレス取締役に就任しました。
  - ・監査役井上毅氏は、平成29年6月29日付で株式会社価値総合研究所代表取締役社長及び株式会社日本経済研究所代表取締役社長を退任しました。
3. 当事業年度末日後の監査役の重要な兼職の異動は以下のとおりです。
- ・監査役野崎茂氏は、平成30年4月1日付で新潟国際情報大学学長に就任しました。
4. 取締役清水正孝氏、高尾剛正氏、ムハンマド・ファハド氏、監査役山脇康氏、井上毅氏、野崎茂氏につきましては、当社の定める独立性判断基準を満たしており、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出をしています。当社の独立性判断基準は下記11をご参照ください。
5. 監査役井上毅氏、野崎茂氏は、長年にわたり金融機関における業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 昭和シェル石油株式会社は、当社株式5,144.0千株(持株比率6.66%)を保有する株主であり、当社とは原油・石油製品の売買等の取引関係があります。
7. 住友化学株式会社は、当社株式5,051.6千株(持株比率6.54%)を保有する株主であり、当社とは石油化学製品の販売等の取引関係があります。
8. サウジアラビア王国政府は、当社株式5,811.3千株(持株比率7.52%)を保有する株主です。
9. 日本郵船株式会社は、当社株式2,750.8千株(持株比率3.56%)を保有する株主であり、当社とは原油タンカー・備船等の取引関係があります。
10. 当社と西部石油株式会社、稲畑産業株式会社、トピー工業株式会社、三菱製紙株式会社、東亜石油株式会社、昭和四日市石油株式会社、株式会社価値総合研究所及び株式会社日本経済研究所との間には、いずれも開示すべき特段の取引関係はありません。
11. 当社の独立性判断基準は以下のとおりです。
- 当社の社外役員本人又は近親者(配偶者、二親等内の親族又は同居の親族)が、現在又は就任前1年間において、次のいずれかの項目に該当する場合、当該社外役員は独立性に欠けると判断される。
- ① 社外役員本人について
    - a) 主要な取引先 直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社との取引額が、当社又は取引先の連結売上高の2%を超える取引先又はその業務執行者
    - b) 会計監査人 当社又は当社グループ企業の会計監査人である監査法人に所属する者
    - c) 弁護士等の専門家 直近に終了した事業年度において、当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の支払いを得ている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等(当該報酬を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
    - d) 主要な借入先 直近に終了した事業年度末における当社の借入額が、当社又は借入先の連結総資産の2%超の借入先又はその業務執行者
    - e) その他利害関係者 直近に終了した事業年度において、当社から年間1,000万円以上の寄付・融資等を受領した者(当該寄付・融資等を受領した者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
    - f) 大株主 直近に終了した事業年度末において、当社の議決権の10%以上を保有する株主又はその業務執行者
    - g) 相互派遣 直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、役員相互派遣企業の業務執行者

- ② 社外役員の近親者について  
 a) 上記①のa)～g)のいずれかに該当する者  
 b) 当社又は当社グループ企業の役職員

## 2. 当事業年度中に退任した取締役の氏名等

氏名	退任時の地位	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任年月日 (退任理由)
関屋文雄	代表取締役会長	株式会社ペトロプログレス取締役	平成29年6月28日 (任期满了)
渡辺光司	専務取締役	袖ヶ浦製油所長	平成29年6月28日 (任期满了)
小竹潤	取締役	企画部担当	平成29年6月28日 (任期满了)
ナビール・ブルスリー	取締役(社外)	クウェート国際石油CEO	平成30年1月15日 (辞任)

(注) 当事業年度中に退任した取締役の在任中における重要な兼職の異動は以下のとおりです。

- ・ナビール・ブルスリー氏は、平成30年1月7日付でクウェート石油公社海外販売担当マネージング・ダイレクターを退任し、クウェート国際石油CEOに就任しました。

## 3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	支給額
取締役	17名	261百万円
監査役	4名	45百万円

- (注) 1. 上記には平成29年6月28日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名、平成30年1月15日付で辞任した取締役1名を含んでおります。  
 2. 上記のうち、社外役員8名の報酬等の総額は38百万円です。

#### 4. 社外役員に関する事項

##### (1) 重要な兼職の状況及び重要な兼職先と当社との関係

12ページの「Ⅲ 1. 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりです。

##### (2) 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席の状況	取締役会・監査役会における発言の状況
清水正孝 (社外取締役) <独立役員>	取締役会100%	エネルギー産業における経営者としての経験と実績に基づき、取締役会を始めとした場で、業務執行に対する助言を行いました。
小林正幸 (社外取締役)	取締役会100%	エネルギー産業における経営者としての経験と実績に基づき、取締役会を始めとした場で、業務執行に対する助言を行いました。
高尾剛正 (社外取締役) <独立役員>	取締役会100%	素材産業における経営者としての経験と実績に基づき、取締役会を始めとした場で、業務執行に対する助言を行いました。
ムハンマド・ファハド (社外取締役) <独立役員>	取締役会100%	中東産油国の政府機関における経験と知識に基づき、取締役会を始めとした場で、業務執行に対する助言を行いました。
ナビール・ブルスリー (社外取締役)	取締役会100%	中東産油国の国営石油会社における経験と知識に基づき、取締役会を始めとした場で、業務執行に対する助言を行いました。
山脇康 (社外監査役) <独立役員>	取締役会 80% 監査役会100%	会社経営者としての経験と見識を活かし、取締役会及び監査役会を始めとした場で、業務執行を監査する観点から質問し、意見を述べました。
井上毅 (社外監査役) <独立役員>	取締役会100% 監査役会100%	金融機関における経験と財務及び会計に関する知見並びに本邦主要会社における取締役・監査役としての経験と見識を活かし、取締役会及び監査役会を始めとした場で、業務執行を監査する観点から質問し、意見を述べました。
野崎茂 (社外監査役) <独立役員>	取締役会100% 監査役会100%	金融機関における経験と財務及び会計に関する知見並びに本邦資源開発会社における監査役としての経験と見識を活かし、取締役会及び監査役会を始めとした場で、業務執行を監査する観点から質問し、意見を述べました。

(注) ナビール・ブルスリー氏につきましては、平成30年1月15日までの状況を記載しております。



## IV 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	84百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	93百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の内容、前年度の監査実績の検証と評価、及び報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査し、報酬見積額は、過年度実績額並びに同業界内及び他業界各社における報酬額水準と比較して適正なものであると認め、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、PETRO PROGRESS PTE LTDは、当社の会計監査人以外の者による監査を受けております。

### 3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### 4. 解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において解任した旨と解任の理由を報告します。

また、会計監査人が継続してその職務を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当該決定に基づき、取締役会が当該議案を株主総会に付議します。

## V 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況に関する事項

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法第362条第5項に従い、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針を以下のとおり定めています。

#### (1) 当社取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「企業行動憲章」を制定し、当社が適用を受ける国内外の法令、定款及び諸規程の遵守を徹底するとともに、取締役会において法令遵守体制及び内部統制システムの整備方針、計画を決定し、運用する。

社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持、向上を図る。

当社監査役は、取締役と独立した立場から、内部統制システムの整備、運用状況を含め、当社取締役の職務執行を監査する。

#### (2) 当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

##### ① 当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程、常勤役員会規程、決裁規程、文書規程等に基づき、担当部署において、各種議事録、稟議書、伺書その他の重要文書として記録、保存、管理するとともに、事後に閲覧可能とする。

その記録、保存、管理状況については、当社の内部監査を担当する部署が内部監査に関する規程に基づき監査を実施し、その結果を定期的に当社取締役会及び監査役会に報告する。

##### ② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクを総合的に認識し、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関連する諸規程を整備し、平時における事前予防体制を整備する。

巨大地震や感染症の流行等の不測の事態に対応すべく事業継続計画（BCP）を策定し、日頃より維持管理に努める。

重大な損失の発生が予測される場合には、当該部署の担当役員が当社代表取締役社長に報告の上、当社取締役会・常勤役員会等における検討を経て必要な対応策を講ずる。不測の事態が発生した場合には、速やかに緊急対策本部を設置する。

リスク管理体制の整備・運用状況については、当社の内部監査を担当する部署が内部監査に関する規程に基づき監査を実施し、その結果を定期的に当社取締役会及び監査役会に報告する。

③当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会は、経営の基本方針、法令・定款に定められた事項その他経営に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督する。

当社の常勤取締役・常勤監査役により構成される常勤役員会では、取締役会の決定に従い、経営全般に互る情報を共有するとともに、各事業部門が実施すべき具体的な施策を定め、効率的な職務執行を行うための決議を行う。

各担当部署は、常勤役員会における決議に基づく管掌・担当取締役からの指示を受け、職務分掌と権限規程を始めとする関連諸規程に基づき、効率的に職務を執行し、その業績を管掌・担当取締役及び取締役会に報告する。

各担当部署からの報告を受け、当社常勤役員会は、各事業部門が実施すべき具体的な施策を見直し、効率的な職務執行体制を改善するために必要な措置を行う。

④当社使用人及び当社子会社・関連会社（以下「当社子会社等」）役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「企業行動憲章」を制定し、当社及び当社子会社等が適用を受ける国内外の法令、定款及び諸規程の遵守を徹底するとともに、当社使用人並びに当社子会社等役職員に対し啓発活動を推進する。

法令・規則に反した行為等に関する相談・通報を受けるための窓口として「ヘルプライン」を当社本社内及び当社顧問弁護士事務所に設置する。ヘルプラインを通じた報告・通報については、当社のヘルプライン担当部署がその内容を調査し、関連部門と再発防止策を協議の上、再発防止策を実施するとともに、その内容を当社取締役会及び監査役会に報告する。

当社使用人並びに当社子会社等の役職員の職務執行の適法性及び適正については、当社の内部監査を担当する部署が内部監査に関する規程に基づき監査を実施し、その結果を定期的に当社取締役会及び監査役会に報告する。

⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための下記体制

イ. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ロ. 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ. 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社子会社等の管理に関する諸規程に基づき、当社子会社等における職務執行に関し、その損失の危険の管理及び効率性並びにその他の重要事項について、当社子会社等が当社に報告すべき事項及び承認を求めべき事項を明確にし、当社の担当部署と当社子会社等との間の情報交換を緊密にし、当該部署を通じて当社子会社等の管理を徹底する。

当社子会社等全体における業務の適正については、当社の内部監査を担当する部署が内部監査に関する規程に基づき監査を実施し、その結果を定期的に当社取締役会及び監査役会に報告する。

⑥当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び、当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項、並びに、当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社監査役の職務を補助すべき部署を設置し、必要な人員を配置する。その分掌業務については、監査役の意見を聴取して決定する。

当社監査役の職務を補助すべき部署のスタッフは、もっぱら当社監査役の指揮・命令に服する。当該部署のスタッフの人事異動、考課については、あらかじめ当社監査役会の同意を得るものとする。

⑦当社監査役への報告に関する下記体制

イ. 当社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制

ロ. 当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人、並びに、当社子会社等の取締役・監査役及び使用人は、定期的或いは当社各監査役の要請に応じて随時、必要な報告を行う。また、これらの者から報告を受けた者は、速やかに当社監査役に報告しなければならない。報告事項には以下のものを含む。

- － 法令遵守、リスク管理、内部統制に関する事項を含め、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに職務執行の状況及び結果
- － 当社又は当社子会社等に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合はその事実
- － 情報開示書類の内容
- － ヘルプラインによる相談内容
- － その他コンプライアンス上重要な事項

⑧当社監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社取締役は、当社使用人並びに当社子会社等の取締役・監査役及び使用人で当社監査役に上記報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることのないよう、関連諸規程にその旨を明確に定めなければならない。

⑨当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社取締役は、当社監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理が、当社監査役の職務執行を妨げることなく適切に行われるよう協力する。

⑩当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を開催する。

当社取締役は、当社監査役の職務の適切な遂行のため、当社監査役と当社使用人並びに当社子会社等の取締役・監査役及び使用人との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力する。

当社取締役は、当社監査役が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。

当社取締役は、当社監査役が必要に応じ、公認会計士、弁護士等の外部専門家から助言を受けられるよう協力する。

(平成27年3月改定)

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

### (1)コンプライアンスに対する取組みの状況

「企業倫理推進規程」に基づき、総務部担当取締役を委員長、当社各部門長及び子会社の企業倫理担当者を委員とする企業倫理委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス意識のさらなる向上のため、重要事項の審議・検討、周知徹底を図っています。

当期においては、同委員会を3回開催し、同委員会にて設定した具体的な年間重点目標に基づき、年2回の講演会を実施したほか、コンプライアンスに対する意識及び知識の向上を目的として、当社全役職員を対象にeラーニングを実施するなど、各種のコンプライアンス活動に取り組みました。また、3月には企業倫理年次総会を開催し、当社及び子会社の1年間の活動状況と次年度の活動計画を各社の社長が報告しました。

また、当社本社内及び当社顧問弁護士事務所に設置しているヘルプラインの仕組みや機能について繰り返し周知・説明を行い、従業員へのより一層の浸透を図りました。

### (2)損失の危険の管理に対する取組みの状況

「リスク管理規程」に基づき、当社グループの各部門は、担当する業務に内在するリスクを網羅的に洗い出し、当該リスクが顕在化した場合に想定される損害の種類、規模及び発生可能性に基づきリスクを評価し、対応策を定めております。

また、内部監査担当部署は、監査計画に基づき、当期において当社の3部署のリスク管理体制に関して監査を行うとともに、全部署を対象とした2回のリスク評価アンケートを実施し、それらの結果を取締役会及び監査役会に報告しました。

また、巨大地震等の災害発生時においても、石油製品の安定供給を確保すべく、事業継続計画（BCP）訓練を実施しました。本訓練を通じて、BCPの見直しとさらなる改善に取り組むとともに、緊急時における即時対応力の向上を図っております。

### (3)職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、高い見識と幅広い見地を有する5名の社外取締役と3名の社外監査役からの助言や経営的視点を取り入れ、経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役相互の職務執行の監督を行いました。

また、常勤取締役・常勤監査役により構成される常勤役員会を定期的かつ機動的に開催し、事業運営に関わる情報の共有化を図るとともに取締役会への付議事項及び各事業部門が実施すべき施策の審議・決定を行いました。

(注) 5名の社外取締役のうち、ナビール・ブルスリー氏は、平成30年1月15日付で辞任により退任しております。

### (4)当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

「関係会社管理規程」に基づき、当社の関係会社を管理する担当部署は、各関係会社毎の管理基準を作成し、それにより各関係会社が当社に報告を要する事項及び承認を要する事項を定めるとともに、必要に応じてヒアリングを実施するなど、緊密な情報交換のもとで関係会社管理を行っています。

また、内部監査担当部署は、監査計画に基づき、当期において2社の関係会社を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告しました。

### (5)監査役監査の実効性確保に対する取組みの状況

当社監査役は、取締役会や常勤役員会への出席を通じて、取締役との相互の意思疎通を図るとともに、各事業部門へのヒアリングを通じて、幅広い情報共有を行っています。

また、会計監査人、内部監査担当部署及び子会社監査役との定期的な情報交換を行い、適切な監査業務の遂行を図っております。

(本事業報告中に記載の金額は表示単位未満を切り捨てて表示しています。)

## 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>160,682</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>166,064</b>
現金及び預金	15,954	買掛金	28,068
受取手形及び売掛金	51,056	短期借入金	64,017
有価証券	100	1年内返済予定の長期借入金	22,220
たな卸資産	81,725	未払金	18,394
未収入金	8,782	未払揮発油税	23,600
繰延税金資産	551	未払法人税等	69
その他	2,511	その他	9,693
<b>固 定 資 産</b>	<b>131,747</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>56,509</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>107,326</b>	長期借入金	39,267
建物及び構築物	12,011	繰延税金負債	9,561
油槽	4,006	退職給付に係る負債	2,660
機械装置及び運搬具	36,900	役員退職慰労引当金	19
土地	51,660	特別修繕引当金	2,052
建設仮勘定	2,446	修繕引当金	1,162
その他	301	その他	1,786
<b>無形固定資産</b>	<b>931</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>222,573</b>
ソフトウェア	795	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	136	<b>株 主 資 本</b>	<b>71,097</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>23,489</b>	資本金	24,467
投資有価証券	16,964	資本剰余金	30,396
長期貸付金	832	利益剰余金	17,665
長期未収入金	5,312	自己株式	△1,431
退職給付に係る資産	95	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△1,433</b>
その他	695	その他有価証券評価差額金	210
貸倒引当金	△412	土地再評価差額金	1
<b>資 産 合 計</b>	<b>292,430</b>	為替換算調整勘定	△1,585
		退職給付に係る調整累計額	△59
		<b>非支配株主持分</b>	<b>191</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>69,856</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>292,430</b>

## 連 結 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		423,772
売 上 原 価		409,000
売 上 総 利 益		14,772
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,584
営 業 利 益		11,188
営 業 外 収 益		1,062
受 取 利 息	56	
受 取 配 当 金	228	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	404	
タ ン ク 賃 貸 料	212	
そ の 他	160	
営 業 外 費 用		3,617
支 払 利 息	2,371	
為 替 差 損	28	
タ ン ク 賃 借 料	241	
そ の 他	975	
経 常 利 益		8,633
特 別 利 益		4
固 定 資 産 売 却 益	3	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1	
特 別 損 失		207
固 定 資 産 除 却 損 失	155	
減 損 損 失	51	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		8,430
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		483
法 人 税 等 調 整 額		△11
当 期 純 利 益		7,958
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		12
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		7,945



## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	24,467	30,396	10,339	△1,431	63,771
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△617		△617
親会社株主に帰属する当期純利益			7,945		7,945
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	7,326	△0	7,326
当 期 末 残 高	24,467	30,396	17,665	△1,431	71,097

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計
当 期 首 残 高	111	1	△1,067	△181	△1,135
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					—
親会社株主に帰属する当期純利益					—
自己株式の取得					—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	98		△517	121	△297
連結会計年度中の変動額合計	98	—	△517	121	△297
当 期 末 残 高	210	1	△1,585	△59	△1,433

	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	180	62,816
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△617
親会社株主に帰属する当期純利益		7,945
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	10	△286
連結会計年度中の変動額合計	10	7,039
当 期 末 残 高	191	69,856

## 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>143,438</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>169,090</b>
現金及び預金	5,382	買掛金	23,302
売掛金	49,815	短期借入金	71,887
商品及び製品	28,737	1年以内返済予定の長期借入金	22,220
材料及び貯蔵品	52,958	未払金	18,566
未収入金	3,549	未払揮発油税等	23,600
前払費用	1,358	未払法人税等	52
繰延税金資産	551	未払費用	605
未収還付法人税等	761	その他	8,852
その他	324	<b>固 定 負 債</b>	<b>55,642</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>134,407</b>	長期借入金	39,267
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>105,594</b>	繰延税金負債	9,227
建物	3,826	退職給付引当金	2,179
油槽	4,006	特別修繕引当金	2,052
構築物	7,966	修繕引当金	1,162
機械装置	36,498	資産除去債務	99
車両運搬具	0	その他	1,652
工具、器具及び備品	149	<b>負 債 合 計</b>	<b>224,732</b>
土地	50,834		
リース資産	10		
建設仮勘定	2,302		
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>798</b>		
ソフトウェア	791		
その他	7		
<b>投資その他の資産</b>	<b>28,013</b>		
投資有価証券	1,227		
関係会社株式	25,981		
長期貸付金	828		
その他	387		
貸倒引当金	△412		
<b>資 産 合 計</b>	<b>277,845</b>		
		<b>純 資 産 の 部</b>	
		<b>株 主 資 本</b>	<b>51,251</b>
		資本金	24,467
		資本剰余金	7,381
		資本準備金	7,381
		利益剰余金	21,199
		その他利益剰余金	21,199
		繰越利益剰余金	21,199
		自己株式	△1,797
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,862</b>
		その他有価証券評価差額金	△69
		土地再評価差額金	1,932
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>53,113</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>277,845</b>

## 損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		416,857
売 上 原 価		402,799
売 上 総 利 益		14,058
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,894
営 業 利 益		11,164
営 業 外 収 益		1,119
受 取 利 息	15	
受 取 配 当 金	225	
為 替 差 益	576	
タ ン ク 賃 貸 料	212	
そ の 他	88	
営 業 外 費 用		3,602
支 払 利 息	2,388	
タ ン ク 賃 借 料	241	
そ の 他	973	
経 常 利 益		8,680
特 別 利 益		95
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	95	
特 別 損 失		155
固 定 資 産 除 却 損	155	
税 引 前 当 期 純 利 益		8,620
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		598
法 人 税 等 調 整 額		△8
当 期 純 利 益		8,029

## 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	24,467	7,381	7,381	13,787	13,787	△1,797	43,838
当 期 変 動 額							
剰余金の配当				△617	△617		△617
当期純利益				8,029	8,029		8,029
自己株式の取得				—	—	△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			—	—	—		—
当期変動額合計	—	—	—	7,412	7,412	△0	7,412
当 期 末 残 高	24,467	7,381	7,381	21,199	21,199	△1,797	51,251

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△65	1,932	1,867	45,706
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△617
当期純利益				8,029
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△4		△4	△4
当期変動額合計	△4	—	△4	7,407
当 期 末 残 高	△69	1,932	1,862	53,113

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

富士石油株式会社  
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中村嘉彦 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芦川 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士石油株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士石油株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

富士石油株式会社  
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中村 嘉彦 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芦川 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士石油株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等から、必要に応じて事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役会等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築及び運用に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

富士石油株式会社 監査役会

常勤監査役 荒井 隆 男 ㊟

社外監査役 山脇 康 ㊟

社外監査役 井上 毅 ㊟

社外監査役 野崎 茂 ㊟

以上









## 企業行動憲章

(平成25年10月1日制定)

富士石油グループが掲げる企業理念を実現するため、ここにグループ全役職員が取り組むべき「企業行動憲章」を定めます。

### 企業理念

エネルギーの安定供給  
安全の確保と地球環境の保全  
ステークホルダーとの共存共栄  
活力に満ちた働きがいのある職場

### 安定供給

石油製品等のエネルギー資源を安定的に供給することに努めます。

### 安全操業および環境保全

無事故、無災害等安全操業に十分配慮して、良質な石油製品等の生産、エネルギー資源の開発に取り組むとともに、常に環境保全意識の向上を図り、自主的、積極的に環境問題に取り組みます。

### 社会貢献

積極的に社会貢献活動に参加し、社会の発展に寄与するよう努めます。

また、国際社会の一員として、各国、各地域の文化、宗教、慣習、言語を尊重し、各国、各地域の発展に貢献します。

### 法規範の遵守

国内外の法令・規則を遵守するとともに社会倫理に則って良識ある行動をとります。

### 反社会的勢力との関係遮断

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断します。

### コミュニケーションの確保

株主、取引先、地域の方々など、広く社会とのコミュニケーションを確保し、企業情報を積極的かつ公正に開示します。

### 従業員の人格、個性の尊重

従業員の能力開発に努めるとともに、安全で働きやすい環境を確保し、従業員の人格、個性を尊重します。

### 問題への対処

経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底します。また、本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、原因究明、再発防止に努めます。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上で自らを含めた厳正な処分を行います。

以上

## 株主メモ

### ●事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

### ●定時株主総会

毎年6月下旬

### ●期末配当金受領株主確定日

毎年3月31日

### ●株主名簿管理人

#### ●特別口座 口座管理機関

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社

### ●株主名簿管理人事務取扱場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

### ●郵便物送付先及び電話照会先

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

フリーダイヤル：0120-288-324

### ●公告方法

電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

<http://www.foc.co.jp>

#### 特別口座に記録された株式をお持ちの株主様へ

証券会社等の口座にて管理されていない株式は、当社がみずほ信託銀行株式会社に開設した口座（特別口座）に記録されております。

特別口座に記録されている株式の売買等を行うためには、一旦株主様ご本人名義の証券会社口座※に振替手続きを行っていただく必要があります。

なお、振替のお手続きには、みずほ信託銀行株式会社宛に「口座振替申請書」のご提出が必要となります。詳しい情報は、みずほ信託銀行株式会社のホームページをご覧ください。またはフリーダイヤル（0120-288-324）にお問い合わせください。

※口座をお持ちでない株主様はあらかじめ証券会社で口座開設のお手続きを行ってください。

## 富士石油株式会社

〒140-0002 東京都品川区東品川二丁目5番8号 天王洲パークサイドビル

TEL 03-5462-7761 FAX 03-5462-7815

ホームページアドレス <http://www.foc.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。